

奈良県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月21日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

### 奈良県公安委員会規則第3号

奈良県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

奈良県警察署協議会運営規則（平成13年4月奈良県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

奈良県天理警察署協議会	
奈良県桜井警察署協議会	
奈良県宇陀警察署協議会	
奈良県田原本警察署協議会	

9人以内
6人以内
7人以内
5人以内

を

奈良県天理警察署協議会	
奈良県桜井警察署協議会	

14人以内
13人以内

に、

奈良県吉野警察署協議会	
奈良県中吉野警察署協議会	

」

5 人以内
5 人以内

を 「 奈良県吉野警察署協議会

」

10 人以内
--------

に改める。

」

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる警察署協議会の委員である者は、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる警察署協議会の委員となるものとする。

天理警察署	天理警察署
田原本警察署	
桜井警察署	桜井警察署
宇陀警察署	
吉野警察署	吉野警察署
中吉野警察署	